

立川市高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 200 号）及び公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年国土交通省令第 47 号）の施行による。

立川市高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例

立川市高齢者集合住宅条例（平成4年立川市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（定義） 第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) ……略…… (3) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に<u>掲げる</u>収入をいう。 （使用者の資格） 第5条 高齢者住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次の各号に掲げる要件を有していなければならない。 (1)～(5) ……略…… (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。この場合において、2人世帯であるときは、同居する親族についても同様であること。 （使用料の決定） 第8条の2 高齢者住宅の毎月の使用料は、毎年度、第19条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条及び令第16条第1項に規定する算定方法により算定した額とする。ただし、次条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず当該使用者がその請	（定義） 第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) ……略…… (3) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に<u>規定する</u>収入をいう。 （使用者の資格） 第5条 高齢者住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次の各号に掲げる要件を有していなければならない。 (1)～(5) ……略…… (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。この場合において、<u>第1号に掲げる</u>2人世帯であるときは、同居する親族についても同様であること。 （使用料の決定） 第8条の2 高齢者住宅の毎月の使用料は、毎年度、第19条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条及び令第15条第1項に規定する算定方法により算定した額とする。ただし、次条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず当該使用者がその請

求に応じないときは、当該高齢者住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 ……略……

3 第1項に規定する近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第16条第1項に規定する算定方法により算定した額とする。

(使用の承継)

第13条 2人世帯で、高齢者住宅の利用者が死亡し、退去し、又は長期入院若しくは施設入所した場合において、その死亡時、退去時又は入院若しくは入所時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第12条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項に規定する承認を与えてはならない。

(承認事項)

第14条 ……略……

2 市長は、一時的に同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項に規定する承認を与えてはならない。

(高齢者住宅の返還)

第17条 ……略……

2 前項に規定する場合において、第14条第1項第3号の定めによる工作物があるときは、使用者はこれを撤去して原状に回復しなければならない。

3 前項の規定による撤去に要した費用は、使用者の負担とする。

(収入に関する報告)

第18条 高齢者住宅の利用者は、省令第7条に定めるもののほか、規則で定めるところにより、毎年6月30日までに市長に対し、収入に関

求に応じないときは、当該高齢者住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 ……略……

3 第1項に規定する近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第15条第1項に規定する算定方法により算定した額とする。

(使用の承継)

第13条 2人世帯で、高齢者住宅の利用者が死亡し、退去し、又は長期入院若しくは施設入所した場合において、その死亡時、退去時又は入院若しくは入所時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認を与えてはならない。

(承認事項)

第14条 ……略……

2 市長は、一時的に同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認を与えてはならない。

(高齢者住宅の返還)

第17条 ……略……

2 前項に規定する場合において、第14条第3号に掲げる工作物があるときは、使用者はこれを撤去して原状に回復しなければならない。

3 前項に規定する撤去に要した費用は、使用者の負担とする。

(収入に関する報告)

第18条 高齢者住宅の利用者は、省令第8条に定めるもののほか、規則で定めるところにより、毎年6月30日までに市長に対し、収入に関

する報告をしなければならない。

(収入超過者の使用料)

第19条の3 ……略……

2 前項に規定する使用料は、毎年度、第19条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び令第16条第1項に定める算定方法により算定する。

3 ……略……

(期間通算)

第19条の8 第7条第2号の2の定めにより高齢者住宅を使用する者に係る第19条の2第1項及び第19条の4第1項の規定の適用については、その者が高齢者住宅の借上げに係る契約の終了により明渡しをすべき高齢者住宅を使用していた期間は、その者が明渡し後に使用を承認された当該他的高齢者住宅を使用している期間に通算する。

(明渡請求権)

第20条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、使用者に対し、使用承認を取り消し、当該高齢者住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(3)の5 ……略……

(4) 第3号の3に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。

(4)の2及び(5) ……略……

2 ……略……

3 市長は、第1項第1号に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに

する報告をしなければならない。

(収入超過者の使用料)

第19条の3 ……略……

2 前項に規定する使用料は、毎年度、第19条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び令第15条第1項に定める算定方法により算定する。

3 ……略……

(期間通算)

第19条の8 第7条第2号の2の規定により高齢者住宅を使用する者に係る第19条の2第1項及び第19条の4第1項の規定の適用については、その者が高齢者住宅の借上げに係る契約の終了により明渡しをすべき高齢者住宅を使用していた期間は、その者が明渡し後に使用を承認された当該他的高齢者住宅を使用している期間に通算する。

(明渡請求権)

第20条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、使用者に対し、使用承認を取り消し、当該高齢者住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(3)の5 ……略……

(4) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。

(4)の2及び(5) ……略……

2 ……略……

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれ

支払を受けた使用料の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第4号まで及び第5号に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、その請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項第4号の2に該当することにより同項の規定による請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨を通知しなければならない。

6 ……略……

までに支払を受けた使用料の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第4号まで及び第5号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、その請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項第4号の2の規定に該当することにより同項の規定による請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨を通知しなければならない。

6 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

